

大阪府労働委員会

会長 若林 正伸 様

申立人 所在地 大阪市北区天満1-6-8
六甲天満ビル201号
名称 ゼネラルユニオン
代表者 委員長 山原 克二
電話 06(6352)9619
FAX 06(6352)9630

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第1号・第3号違反について労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てます。

1 被申立人

所在地 京都市中京区西ノ京朱雀町1
名称 学校法人 立命館
代表者 理事長 長田 豊臣
電話 075-813-8150
FAX 075-813-8152

2 請求する救済の内容

1. 被申立人は、遠藤礼子組合員への雇い止め予告を撤回せねばならない。
2. 被申立人は、労組事務所貸与に関して、組合間差別を行わず、申立人に労組事務所を貸与せねばならない。
3. 被申立人は、掲示板の使用に関して、組合間差別を行わず、申立人に掲示板の使用を許可せねばならない。
4. 被申立人は、本命令書受領の日から直近の、開講期間中の4週間、別紙の謝罪文を縦1メートル、横2メートルの大きさの白色木板に楷書で墨書して、被申立人の全学校の正面入口附近の見えやすい場所に、掲示しなければならない。

年 月 日

ゼネラルユニオン
委員長 山原 克二 殿

学校法人 立命館
理事長 長田 豊臣

謝罪文

立命館は、2千人にもものぼる、教育や学校事務の中心的存在である有期雇用の教職員【任期制教員・常勤講師・嘱託講師・非常勤講師・契約職員・アルバイト職員など】を差別し、1年単位の雇用の不安定な状況に置いてきました。その上、教職員のキャリアやカリキュラムをかえりみず、画一的に、「3～5年限り」という労基法違反のインフォーマルな内規を使って、自動的に雇い止めをしてきました。さらに、そのことをユニオンに指摘された後は、「雇用形態が変われば継続雇用 OK」との慣習を、なんら内規を変更することなく「内規の上限年数が来たものは、非常勤講師としても再雇用不可」に変更し、多くの教員を雇い止めにしました。

また、「ゼネラルユニオンは外部の一般労組で、立命館のパートナーである企業内労組ではない」という論理で、ゼネラルユニオンに対しては、労組事務所の貸与を拒否し、掲示板からゼネラルユニオンのニュースだけを剥がすなど、ゼネラルユニオンへの違法な労組差別もしてしまいました。

さらに、ゼネラルユニオンは悪い組合である、トラブルメーカーである、ゼネラルユニオンは日本人のリーダーが悪い、などと、誹謗中傷を繰り返した上、ゼネラルユニオンの副委員長であり、立命館支部の運動のリーダーである遠藤礼子講師に対し、ユニオン憎きあまり、雇い止め通告を出してしまいました。

以上は、明白な不当労働行為 = 労組法違反であり、立命館の責任となる違法行為であります。ここにこれらを深く反省し、ゼネラルユニオン、及び、全教職員の皆様に謝罪するとともに、今後は、このような法違反を一切行わず、教職員への安定した雇用確保に邁進することを誓約致します。

以上

3 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

[1] 申立人組合・ゼネラルユニオン(以下「組合」という)は、1991年6月25日に結成された、国内でも最大級の「多言語労働相談センター」であり「多国籍労組」でもある。各大学・高校、および民間語学学校などの外国人講師や日本人スタッフが、組合員は現在約560名であり、主な地方や職場に支部を組織している。

また、京都・滋賀・大分など、全国の立命館各校に組合員を擁し、大学支部と宇治高校支部を結成し、立命館法入本部、又は、各校責任者との交渉にあたっている。立命館大学支部の組合員数は約50名である。

[2] 被申立人・「学校法人・立命館」(以下「立命館」という)は、京都市中京区に法人本部を置き、大学としては「立命館大学」と、大分県別府市の「アジア太平洋大学」を開設している。「立命館大学」は、京都市に「朱雀キャンパス」「衣笠キャンパス」を持ち、滋賀県に「びわこ・くさつキャンパス」(以下「BKC」という)を持つ。

また、京都府京都市に「立命館中学校・高等学校」「立命館小学校」、京都府宇治市に「立命館宇治中学校・高等学校」、北海道江別市に「立命館慶祥中学校・高等学校」、滋賀県守山市に「立命館守山中学校・高等学校」がある。

立命館は、全国で、約4千名の教職員を雇用しており、その半数の2千名は、有期の各種非正規雇用となっている。

学校法人立命館の前理事長は、2007年1月に突然退任したが、その後3月の理事会で「退任慰労金」を従来の倍額に引き上げること、「施行日」について「06年12月31日付の退任者より適用する」と決定され、1億2千万円の慰労金が支払われ、現在は、新しく設置された、「相談役」という役職についている。

(2) 本件不当労働行為に至る経過(組合結成と、これまでの不当労働行為)

[3] 組合は、労働相談センターであり、個人加盟合同労組でもあるため、立命館関連の労働トラブルに接する機会が多く、2000年2月16日には、宇治高校宛に「外国人非常勤講師の解雇撤回」の要求を提出し、交渉での解決をみたこともあった。

[4] そうするうち、組合に加盟する者も増え、立命館大学支部・立命館宇治高校支部の正式スタートとなった。立命館大学支部の結成通知は2003年5月7日に立命館に文書通告された。この際の要求項目は、1 - 労基法・労組法遵守 2 - 事前協議制 3 - 組合掲示板と事務所 4 - 労使間の苦情処理制度 5 - 教職員契約期限の撤回 6 - 雇用保険加入 7 - 常勤講師契約を改悪しない 8 - 昇給、であった。

[5] これらを議題とする団交は、2003年6月2日に、立命館大学の衣笠キャンパスでもたれた。その結果、事前協議制・苦情処理・雇用保険など、一致点があった項目に限って、協定書を作成することとなった。そして2003年7月14日付で、立命館作成の「覚書」が、組合に届けられ、解決をみた。

[6] 労使の苦情処理窓口は機能し、幾つかの個別労働問題の解決をみた。しかし、本来、全員強制加入である雇用保険を、「有期雇用の希望者のみ」に限定するなど、特別ケアでしかなかった。また、最大の問題である、雇用年数上限問題は、再雇用という特別ケアの形で、一部解決したものの、根本的な解決はしなかった。

[7] 宇治高校支部は、翌2004年7月2日に、宇治高校長宛に結成通告がされ、要求書は、7月9日に提出された。この要求は、1 - 労基法・労組法遵守 2 - 雇用契約の更新回数に上限をつけないこと。3 - 休日期間の設定と明示 4 - 時間外労働手当の支給 5 - 事前協議制 6 - 就業規則がない法違反の是正、であった。

[8] 7月30日に宇治高校内で団交がもたれ、組合は改めて、時間外労働や就業規則などの法違反に抗議した。また立命館が、雇用契約上限を内規で決めているというのに、「少し休んで、また再雇用」「クレオテックの社員になって、派遣で教壇復帰の提案」などが、連続している問題が、組合から次々に指摘された。団交に出席していた立命館本部の中別府総務部次長らは、「そんなことはありえない」と断言したが、9月13日の団交で、それら慣行の存在を全面的に認めた。

[9] その後、職場閉鎖でもないのに、立命館学生部の相談室の日本人カウンセラーが多数リストラされた問題で、組合加入が続いた。一旦全員を退職させ、再応募を強制した後に、みせかけの面接で落とす、という手法であった。そして、この秘密作戦メモを組合員が入手したことから、組合は2005年4月6日、京都府労働委員会に斡旋申請を行い、その結果、立命館は秘密メモに限定した謝罪文を書いた。しかし雇い止めは撤回しなかった。

組合のピラマキとその報復

[10] 2005年6月、それまでの団交での不誠実な態度や、雇用年数上限問題などに抗議するため、組合は支部ニュースの配布を開始した。その初日であった2005年6月24日朝、支部員6名が衣笠キャンパス玄関で配布を行なった。その際、立命館本部の前田、中別府、中本、植木氏らが、監視活動を行なった。

[11] その夜、語の常勤講師や嘱託講師の契約更新の面接

の責任者であり、契約更新の審議機関の主要メンバーである 語部会長が、突然、 組合員の自宅に電話をかけ、「貴女が今日した事、学生にピラをまいた事を考えると、貴女の4年目の契約を、どのようにサポートするか、わからなくなった。貴方達の要求は違法だ」などと、契約更新面接の責任者である立場を利用して、脅した。

そして、その後、 語部会長は、 組合員に電話をかけた。 組合員は、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件第5回審問(2006年7月4日)で、この電話で 氏が、

「ゼネラルユニオンは問題を起こす組織だ。自分たちの目的でメンバーを操作している。混乱を起こし、大学でも問題を起こしている。悪い組織だ」

「ピラは子供じみていて、違法だ」

「次の更新のときには後押しをしない」「組合を脱会すれば後押しする」

「すべてを許してもらいたければ、組合をやめ、またゼネラルユニオンを出なさい」

と発言したと証言した。また、「大学当局から頼まれて電話をしたんですかと聞いたら、(氏が) そうだと言った」とも証言した。

- [12] 6月30日の午後、外国語常勤講師のコーディネータであり、常勤講師や嘱託講師の契約更新の面接の担当者である、 教授が、 組合員を訪問し、「あなたが大学の名誉を毀損した事で、大学は4月に更新しない理由にするかも知れない」と語り、翌日朝、 組合員に、「言語教育センターの人が、6月24日に配布されたピラについての報告書を見せてくれました。貴女が、学生にこのピラを配布した一人だという事で、当局が怒っている、と貴女に伝えるよう頼まれました。」「大学を誹謗する事は、契約違反とみなされます。当局が近いうちに、貴女に弁明の手紙を要求するかも知れませんが」とのEメールを送付した。

従業員代表選挙

- [13] 立命館大学衣笠キャンパスには、過半数以上を組織する労組がなく、また、全従業員の過半数以上の賛同を得た従業員代表を選んだ形跡がない。そのため、組合は、2005年9月8日、従業員代表選挙を労基法通り主催する意思があること、組合員も候補者となること、また、そのために立命館各学校掲示版・投票所の使用等の便宜供与を、使用者に了解を求める文書を送った。

- [14] 立命館は、回答期限である9月20日を過ぎても回答を送ってこなかったため、組合から、21日に再警告書を送った。立命館は21日付けで回答を送ってきたが、その内容は「組合が指摘する諸事項は認識していない」「過半数代表は正当に選出された」というものであり、選挙に関する便宜供与については完全に無視した回答であった。

- [15] 立命館大学の2005年夏期休暇終了後の授業は、9月24日の週から始まったが、申立人の遠藤礼子組合員が、9月25日の授業開始日に登校すると、文学部事務室内に、労働者代表の選挙の公示が張ってあった。

公示には「立候補する者は、9月20日午前10時から22日午後5時までの間に、立命館大学教職員組合(以下、「教職員組合」という)の書記局に届け出よ、立候補者が1名の場合は、投票をせずに代表者として選出されたこととする」とあり、夏休み中の3日間に立候補の受付が終了し、ひとりの候補者が自動当選したようになっていたことがわかった。

- [16] 立命館大学は、ゼネラルユニオンが、従業員代表選挙の主催と立候補の意思があることを知りながらそれを無視し、便宜供与の要求も完全に拒否をしたが、教職員組合の、誰もいない夏休み中の3日間の公示で自動当選、という手続きを公認したのである。

労組事務所と掲示版

- [17] 組合は、立命館支部結成(2003年5月)以来、「組合事務所及び組合掲示版の設置」を、立命館に要求し続けているが、事務所については、さまざまな理由を言っていると貸与を拒否し、掲示版は「他の労組にも貸与していない」として拒否してきた。

- [18] 2005年1月21日の団交では、立命館は、労組事務所に関して、「ゼネラルユニオンは全国一般であり、企業内組合でない組合が、事務所が必要な理由がわからない」として、拒否した。

- [19] 2005年5月31日の団交では、企業内組合である教職員組合は、「全学協のパートナーと位置づけている」(ゼネラルユニオンはそうではない)として、事務所貸与を拒否した。

- [20] 掲示版に関しては、2005年11月22日に、衣笠キャンパス内に、「立命館大学教職員組合」とのプレートのついた掲示版が設置されていた。ゼネラルユニオンがこれに抗議したところ、中別府総務部次長は「関知しない」と答えた。そのプレートは、数日後に、はがされたが、掲示版自体は残り、その後も教職員組合の掲示物が張られていた。

ストライキの妨害と報復

- [21] 2005年11月25日、組合は団交申入書を送付し、その中に「この団交が不誠実な場合、以降、連続的なストに突入」とのストライキ予告を記載した。12月1日の団交では、立命館は、それまでのすべての団交と同様に、全要求項目がN0の不誠実な対応に終始したため、組合はストライキ突入を決定した。

遠藤礼子組合員の立命館大学における雇用

- [22] その翌日、12月2日に、立命館は、「学生の皆さんへ、『ゼネラルユニオン』のスト通告について」という文書を、立命館の掲示板や、校舎の入り口などに、突然一斉に張り出し、学生への配布も行なった。そこには「予告をせずにストを行ない、『学ぶ権利』を侵害するゼネラルユニオンに対して、本学は厳しく批判するとともに、学生の立場に立った教育研究のあり方を真摯に考えることを強く要請します」「ピラを配布し、多くの常勤講師や嘱託講師の誇りを傷つけているゼネラルユニオン」などの、組合のニュースに対する逐条の反論が書かれており、組合を誹謗中傷する内容であった。
- [23] 12月9日、組合は、ストライキ指名組合員名を書いたスト通知書を手交後、ストライキに入った。ところが、立命館は、ストライキにより、休講となる授業があることを知りながら、掲示等を行わず、学生に休講となることを通知しなかった。学生に休講を通知しなかった件に関して、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件第4回審問(2006年6月5日)前田総務部次長は、
「労働組合から「この人します」と言われたって、本人の意思かどうか私どもは確かめようがありませんから」「どうなるかわかりませんね」と証言し、労組からの公式なスト通知が信用できないから、学生に休講の通知を行わなかったと証言した。
- [24] ストライキ後の12月12日、立命館は学生にむけて、ストライキが不当な行為であると誹謗するポスターを学内に張り巡らせた。そのポスターの中で、立命館は、自らが労組からの通知を無視し、学生に休講を通知しなかったことを棚上げにして、「学生が教室で待機したまま休講になった」のが組合のせいであるなどとして、再び、組合を誹謗した。
- [25] さらに、立命館は、スト参加組合員全員を、2006年2月に行われた入試採点業務から排除した。そのため、当該組合員は、収入減となり、「ゼネラルユニオンのストに参加すると、不利益をこうむる」といううさが全学に広まった。入試採点業務からのスト参加組合員の排除に関して、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件第3回審問(2006年4月27日)で、前田総務部次長は、「入試業務に就いたスト参加者が2人いる」と証言したが、第4回審問で「1名です」と訂正した。実際、入試業務に参加した組合員は1名いるが、それは、スト以前に行われた、試験問題の作成などの業務であり、入試採点業務に参加したスト参加組合員はいない。また、第6回審問では、立命館の教授が、「(昨年の入試採点の業務からゼネラルユニオンの組合員のうちストに参加した者が排除されていたということを)聞きました」「その年の入試の採点にかかわっていた人」から聞いたと証言した。
- [26] 申立人組合の遠藤礼子組合員(以下、遠藤組合員という)は、2000年4月より、立命館大学でイタリア語担当の非常勤講師として勤務している。
組合加入は2003年12月で、2004年4月より組合執行委員、2005年4月より組合副委員長をしており、支部の役員を兼任している。
- [27] 遠藤組合員の、立命館大学での担当コマ数は、
- | | | |
|--------|-------|--------------|
| 2000年度 | 3コマ | (前期3コマ後期3コマ) |
| 2001年度 | 2コマ | (前期2コマ後期2コマ) |
| 2002年度 | 6コマ | (前期5コマ後期7コマ) |
| 2003年度 | 5.5コマ | (前期5コマ後期6コマ) |
| 2004年度 | 4.5コマ | (前期4コマ後期5コマ) |
| 2005年度 | 3.5コマ | (前期3コマ後期4コマ) |
| 2006年度 | 3コマ | (前期3コマ後期3コマ) |
| 2007年度 | 3コマ | (前期3コマ後期3コマ) |
- と推移しており、組合加入以降、毎年のように担当コマ数が減ってきている。
- [28] 2002年度 2003年度に、遠藤組合員の担当コマ数が0.5コマ減ったのは、「後期の再履修のクラスは週2回だが、これが「自学自習」というプログラムに変わるため、週1回になる」というのがその理由であった。
「自学自習」というのは、自分で勉強して、質問があるときと試験をうけるときだけ、クラスに来ることで、30回の授業を受けたのと同じ単位が取得できるプログラムであり、週1回の語学の授業だが、週2回と同じ単位数(セメスターで2単位)を取得できるものである。このシステムの導入で、立命館は、再履修のクラス数を大幅に削減し、多くの非常勤講師がリストラされた。
なお、類似のプログラムである、経営学部の「経営学特殊講義(会計士サポートプログラム)」に関しては、本来は15回の授業を1~5回程度しか行っていなかったとして、2007年3月、文科省が、立命館に対して、改善要求を行っている。
- [29] 2003年度 2004年度に、遠藤組合員の担当コマ数が1コマ減った理由は、「2003年度末に雇い止めとなる常勤講師が、仕事がなくはかわいそうだから」というものだった。
立命館大学の常勤講師の契約は、見かけ上1年契約だが、実際は、労基法違反の4年契約であり、どんなにいい先生であっても、4年で雇い止めになる。
当時のイタリア語の常勤講師であった、講師は、2003年度に4年目を迎えていた。「講師が、年度末に雇い止めになるが、次の就職先が決まらないようで、仕事がないとかわいそうだ。せめて数コマの非常勤講師の仕事を提供してやりたいから、減コマに応じて欲しい」というのが、イタリア語部会長である教授の説明であった。
そこで、遠藤組合員は、「そもそも、常勤講師を4年で雇い

止めにするのが問題である」ということ、そして、「まともな労働組合はすべて、このような雇い止めに反対している」ということ、「よい先生でも雇い止めにし、雇用不安を生じさせる、という制度の矛盾を、非常勤講師に押し付ける前に、制度の改革に努めるべきである」ということなどを説明したところ、

教授は「4年で雇い止めという制度に全く問題はない」と開き直った。

遠藤組合員は、大学の意思で、常勤講師を雇い止めにしながら、一方でそれが「かわいそう」と言って、その矛盾を非常勤講師に押し付けるというやりかたに、納得がいかず、立命館の悪意や、組合嫌悪を感じたが、講師とは同僚でありかつ友人であり、「講師が仕事がないとかかわいそう」という一点に関しては同感であったから、最終的には、減ゴマに応じた。

[30] 2004年度 2005年度に、遠藤組合員の担当コマ数が1コマ減った際は、全く何も打診がなく、2004年10月26日に、1枚の紙切れがメールボックスに入っていた。理由は何も書いていなかったが、文書の差出人である文学部の教授に問い合わせると、後日、「講師の担当している外国語文化購読がなくなるから、遠藤講師のコマを減らすことにした」という説明があった。

[31] 2004年11月8日、組合は、立命館に、事前協議・苦情処理の要求書を送り、その後、12月16日に、交渉を持った。その間に、2003年度末で常勤講師を雇い止めとなって、2004年度は非常勤講師だった講師が、再び2005年度から常勤講師としての採用されることが決まっていたことがわかった。そうであれば、彼が非常勤として担当していたコマが空くはずであり、講師には、そのコマを担当してもらえばいいのではないかと疑問がわいたため、交渉の場で追求したところ、大学側の交渉員は、実は新しく採用する非常勤講師がいるということをし、しぶしぶ認めた。しかし、それが、誰なのかについては明らかにしなかった。

一方で新規採用しておきながら、「なにぶん限られたコマ数のなかでの調整と判断です。事情ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう」などと言って、減ゴマを強行するのは、虚偽の説明ではないか、と組合が追求すると、コマが減ったのは本当だから、新規採用していたとしても、虚偽の説明ではないと、立命館は開き直った。

このような不誠実極まりない対応に、組合は、全く納得がいかなかったが、すでに、担当を依頼している講師をクビにしろと言うこともできないので、週2日でなく週1日に変更するなら、1コマ減ることを認めてもいいと、逆提案した。

立命館は、その後、この組合からの提案を受け入れ、週1日で3.5コマという新しい提案を行ったため、この問題は、解決した。

この年、イタリア語部会長の教授はイタリアに行っており、交渉には参加していない。

[32] 2005年度 2006年度に、遠藤組合員の担当コマ数が0.5コマ減った際は、教授から、呼び出しがあり、「コマ数を3コマに減らし、かつ、週2日に戻す」「判断基準が決まったからそれに沿って行く」「専門適合性を考えてきめた」との説明があった。「専門適合性を考えてきめた」という点について尋ねると、「あなたは、言語学が専門であるから、1回生の基礎・展開のクラスが適任である」という説明であった。そこで、遠藤組合員は、「言語学が専門だと、どうして、2回生以上のクラスは適任ではなく、1回生のクラスが適任になるのか理解できない」と言ったが、教授は、「専門適合性により判断した」ということだけを、再三繰り返し、それ以上の説明を拒否した。

さらに、0.5コマ減ることの理由について、遠藤組合員が尋ねると、教授は「コマが減る理由は説明する必要はない」と発言した。また、「前年のように、全体のコマ数が減るのか、新しい人を入れるのか、それとも、他の人の担当コマ数を増やすのか」と尋ねると「イタリア語全体について説明する必要はない」と発言した。

さらに、遠藤組合員が、「自分が1回生のクラスを担当すると、誰が1回生のクラスをやめて、2回生以上のクラスを担当することになるのか」と尋ねたところ、講師とのことであった。講師も言語学が専門であり、先ほどの理屈に従えば、適合性は同じである、ということ指摘すると、教授は、やはり、「専門適合性により判断した」ということだけを、再三繰り返し、説明を拒否した。

さらには、教授は、遠藤組合員が2000年に立命館に採用された際の紹介者、京都大学の教授が、「自分の学生には、非常勤講師のコマは、既得権ではないと説明してあるから、遠慮なく減ゴマして良い」と、言っていたなどと主張した。

遠藤組合員は、京都大学の教授が、しばしば、非常勤講師の労働者としての権利を主張する講師や組合および組合活動を嫌悪する発言をしていることを、知っていたので、「教授がそのようなことをしばしば言っていることは知っている。今それを持ち出すということは、教授もその考えに賛同するのか？」と尋ねたところ、教授はそれを否定しなかった。

最後に、遠藤講師は、「3コマに減るとしても週1日であるなら受け入れられるが、週2日になるなら、少なくとも、1日2コマずつ、4コマに戻してほしい」ということを逆提案し、教授は、その提案を受け入れて、後日、週1日で3コマの依頼があった。

[33] 遠藤組合員は、この間、イタリア語の初級教科書である「イタリア語ひとさら」を、2002年に、2006年にその改訂版を出版するなど、数多くの教材を開発し、また、イタリアで行われるイタリア語教育法の講習会にも数多く参加するなど、イ

タリア語教育に精力的にとりこんできており、最新の教育法をとりいれた授業は、受講生から高い評価を受けている。

遠藤礼子組合員の立命館大学における組合活動

[34] 遠藤組合員は、2003年12月の組合加入以降、立命館大学支部の中心的なリーダーとして活動しており、すべての団体交渉および、事務折衝で交渉員を勤め、2005～2007年に大阪府労働委員会で争われた、不当労働行為事件でも、補佐人や証人を務める他、支部のほぼすべての活動の中心的メンバーとして活動している。

(3) 本件不当労働行為を構成する事実

遠藤礼子組合員に対する雇い止め通告

[1] 2006年12月19日、イタリア語部会長である 教授と、遠藤組合員は、「来年度の授業および今後の授業展開について」という会談を行った。この会談には、宇野木教学部副部長が同席していた。宇野木副部長の同席について、遠藤組合員は同意しない旨を伝えしたが、聞き入れられず、同席は強行された。なお、宇野木副部長は、立命館教学部を代表して団交に出席している団交交渉員である。

[2] まず、 教授は、シラパスの書き方と、授業の教材について、「[やる前から「出来な～い」と言うことは禁止します]など、[禁止します]という言い方をやめてほしい」、「漫画やアニメ、映画、日本語翻訳が出ている読み物、といった素材は、講読の授業に使わないように」といった、シラパスや授業の内容についての、指示を行った。

「私語厳禁」「授業中の私語、携帯、メール、無断入退出等を禁止する」など、「禁止」という言葉は、シラパスで、しばしば使用されるものである。遠藤組合員がそのような指示を受けたのは、これが初めてであり、このような指示を突然言われることの意図がよく理解できず、部会長という立場を利用したいやがらせと感じた。

また、遠藤組合員は、2000年に映画のシナリオを読むという授業を担当して以来、漫画やアニメ、映画、日本語翻訳が出ている読み物、といった素材を、立命館の授業で、多数使用してきた。また、他の講師が担当する「講読」のクラスでも、映画や漫画、アニメ、日本語翻訳が出ている読み物を素材に使うということは、広く行われていることである。そういう素材を一切使わないように、という指示を受けたのも、これが初めてのことであり、このような指示を突然言われることの意図がよく理解できず、このこともまた、部会長という立場を利用したいやがらせであると感じた。

[3] 続いて、 教授は、遠藤組合員に、翌々年度の雇い止めを通告した。それは、「2008年から、今の、イタリア文化プログラムの「イタリアの言語と文化」は「イタリア語の言語とエク

スプレッション」に変えることになったが、これは、イタリア語のプレゼンテーション能力やイタリア語で文書を書く能力を重視するから、担当は、イタリア語ネイティブの講師となる。だから、遠藤さんの担当科目は、2008年からなくなる」という説明であった。遠藤組合員が、「雇い止めという意味か」と尋ねると、 教授は「雇い止めてというのがどういう意味か知りません」と答えたが、その後、「契約しないということです」「雇い止めじゃないです。契約しないだけです。」などと、発言し、 教授が、「雇い止め」という用語を知らないまま、実質的な雇い止めの通告を行っていたことが理解された。

この通告に対して、遠藤組合員が、「現在担当しているクラスがなくなるとしても、立命館には、他に、さまざまなイタリア語のクラスがあり、他に担当できる授業はある」と言うと、

教授は、「他のクラスは、今適当な人がやっているから、あなたは担当できない」と言った。そこで、遠藤組合員が、「自分が担当していた科目を、他の人が担当するように、変わったことが何度もある」と言うと、 教授は「他の人だって変わっている」と言った。それならば、なぜ今回は、変わらないのか、と聞くと、再び、「今までの担当体制ってこういうあるから」と主張して、あくまで遠藤組合員を雇い止めにする意思と、雇い止めの回避のために、何の調整もするつもりがないことを、明確にした。

遠藤組合員が、最後に、このような雇い止めに合意しないことを表明して、会談は終了した。

[4] 2007年4月2日、遠藤組合員は、2006年12月19日の雇い止め通告の理由の、文書での交付を請求する文書を立命館に送った。1週間以内に、という依頼にもかかわらず、立命館は、4月20日になってようやく回答書を作成した。その中には、2000年以降の契約の期間などの他、雇い止めの理由として、「2008年度におけるイタリア文化プログラムの改編に伴って、2008年度から貴殿が担当すべき科目がなくなるため」と、記載されていた。

[5] 2007年5月8日の団体交渉の中で、遠藤組合員が、新しいプログラムのクラス編成がどうなるのかを尋ねたが、宇野木教学部副部長は、「2006年12月12日の文学部教授会で決定しているが、内容は教えられない」として、説明を拒否した。

また、12月19日の、 教授の「今までの担当体制ってこういうあるから」他のクラスは担当させられない、という説明について、確認すると、宇野木教学部副部長は、「来年度のカリキュラムの担当体制はまだわからない」、としながらも、それならば、どうして、そんなに早々に雇い止めが決定しているのかについて、説明しなかった。

さらに、現在は、文学部以外の学生むけの初級のクラスがあるが、そのようなクラスが来年度も開講されるのかどうか聞くと、宇野木教学部副部長は、「イタリアプログラムの中によりいっそう言語系の科目と講義系の科目を整備する」とか、

「他学部から高度なクラスに入ってくる場合は、面接をして、ついてこられるかどうか判断して入れている」など、関係のないことを回答したが、最後に、「まだ、修正その他が入るかもしれないから、わかりませんが、もう1回、確認させてください」と言うので、組合は、正確に調べて後日回答することを要請した。

[6] すでに決まっていることであるはずなのに、その後、1週間たっても回答がなかったため、組合は、立命館に対して、再三の催促を行った。催促するたびに、「すぐに回答します」と言うが、なかなか回答がなく、結局、5月23日付けで、ようやく回答書が作成された。その内容は、「語学系」を担当する教員は、教学の必要からネイティブスピーカーを予定、「語学系」に設置する初心者用のクラスには、文学部以外の学生も受け入れる予定」というものであった。

[7] この回答に対して、組合は、5月28日付けで、雇い止めの撤回および、ネイティブスピーカーを予定する「教学の必要」とは何か、などを問う要求書を送付したが、立命館は、回答期限である、6月4日に、「回答のためには、関係者が全員あつまって、相談しなければならぬので、今週いっぱい待ってほしい」と要請してきた。すでに決まっていることを回答するのに、どうして相談する必要があるのか尋ねたが、明快な答えはなかった。

[8] この遠藤組合員に対する雇い止め通告には、いくつかの教学上の理由が説明されているが、いずれも、根拠のない理由であり、本当の理由を覆い隠すために、作られた口実にすぎないことは、以下の点から明白である。

1. 新しいプログラムでは、「イタリア語のプレゼンテーション能力やイタリア語で文書を書く能力を重視する」と言うが、「イタリア語のプレゼンテーション能力やイタリア語で文書を書く能力」といった授業の履修を希望する学生は、非常に少数しかおらず、そのようなプログラムを作る理由が分からない。また、新しいプログラムの内容について、決まっているといいながら、明らかにしない。
2. 新しいプログラムは、ネイティブの講師が担当する理由は、「イタリア語のプレゼンテーション能力やイタリア語で文書を書く能力を重視する」から、という説明だったが、実際は、そのような上級の授業だけでなく、初級の授業もあることがわかっており、ネイティブの講師だけが担当しなければならない理由が分からない。
3. 2006年12月の時点で、1年半近く先の、2008年4月の担当体制は、新しいプログラムの担当を含め、すべてのイタリア語の授業の担当体制が未定のはずである。それにもかかわらず、遠藤組合員が担当する授業がない、ということだけが決定されているのは、いかにも不自然であり、理由が分か

らない。

4. 従来、「～さんの担当する授業がなくなるからあなたの授業を回す」「～さんが雇い止めになるからあなたの授業を回す」など、他の講師の減ゴマや雇い止めを回避するために、「今までの担当体制」にかかわらず、減ゴマを要請してきたのに、今回だけは、一切調整をせずに、雇い止めを決定しているのは、いかにも不自然であり、理由が分からない。

[9] この、雇い止め通告の、本当の理由は、立命館が組合を嫌悪し、遠藤組合員が、活発な組合活動を行っていることを嫌悪し、そして、主に外国人の講師を組織する立命館大学支部の、唯一の日本人リーダーである遠藤組合員を、立命館から排除することで、組合支部の弱体化を図ったものに他ならない。

[10] 遠藤組合員は、この雇い止め通告の直前の、2006年10月に行われた、立命館大学衣笠キャンパス従業員代表選挙に立候補し、組合内外からの、多くの支持を集めた。得票数は、投票数754票、有効投票数690票のうち、120票であった。

労組事務所

[11] 立命館大学には、立命館大学教職員組合(以下、「教職員組合」という)という、専任教職員のみを組織する組合が存在するが、教職員組合は、衣笠キャンパスと、BKCキャンパスそれぞれに、立命館より、労組事務所を貸与されている。

[12] 一方、立命館は、ゼネラルユニオンに対しては、前述の通り、「ゼネラルユニオンは全国一般であり、企業内組合でない組合が、事務所が必要な理由がわからない」などとして、一貫して、企業内組合でない労組には、労組事務所の貸与を拒否するという方針を貫いてきているが、大阪府労働委員会、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件、2007年3月9日、「組合と教職員組合連合との間には規模においても労使関係の歴史においても大きな差があり、学校法人の保有する施設の制約等により、施設の貸与に一定の差が生じたとしても、引き続き交渉が行われており、不合理とまではいえない」とされた。

[13] 2007年5月8日の団体交渉で、組合が、再び、事務所貸与の要求をしたところ、立命館は、事務所の貸与について、労組事務所が学内に必要な理由がわからないとして、「今の状況では検討しようがないです」と回答し、検討すらするつもりがないことを明らかにした。また、再度、「企業内組合でないゼネラルユニオンが事業所の中になぜ事務所が必要なのか理解できない」として、企業内組合でなければ、事務所は貸与しない意思を明らかにした。

[14] そこで、2007年5月14日、組合が、キャンパスの中に労組事務所が必要である理由書を、立命館に再提出したが、立命館は、5月21日付け回答書で、「そもそも立命館が「貸与条件の検討中」である旨表明した事実など全くない」として、貸与条件は全く検討していないことを明らかにした。

また、この文書の中で、立命館は、「施設等諸般の事情から貴組合に対して組合事務所を貸与する条件にないと判断している」と書いているが、いつ、施設等諸般の事情を検討したかについて、前田総務部次長は、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件、第4回審問で、「(2003年に)最初に要求があってすぐ検討した、そのときから、条件は変わっていない」と答えているが、2003年以降、立命館では、新しいキャンパスや建物が次々と建設され、条件は常に変わっている。

[15] このように、少なくとも現段階では、組合と立命館の間で、労組事務所貸与について、「引き続き交渉が行われている」という状態にはない。支部結成から、現在に至るまで、立命館が、労組事務所の貸与条件について検討したことはないし、貸与条件について組合と交渉したこともない。

すなわち、立命館は、企業内組合である教職員組合には事務所を貸与するが、それ以外には貸与しない、という方針＝組合間差別そのものの方針を、貫いているのであり、これは不当な組合間差別＝支配介入以外のなにものでもない。

団体交渉での虚偽の説明もしくは、労働委員会での偽証

[16] 2007年5月8日の団体交渉の重要な議題のひとつに、英語教育の外部委託の問題があった。立命館は、2007年に新しく出来た、映像学部の英語教育のほぼすべてを株式会社 SEICO という請負会社に外部委託している。

2006年4月4日京都新聞上で、当時の長田総長(現理事長)が、ゼネラルユニオンのストライキについてコメントを求められて「今後は専門の語学講師を派遣する会社を数年内にもつくりたい」と発言しているが、そのことについて、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件、第4回審問(2006年6月5日)で、前田総務部次長は、「派遣で教員を入れる予定があるかどうかは知らない」「語学講師を労働者派遣に置きかえるかどうかについて、大学は研究している」「しかし、現実についてそういうことを実施するという方針が決まっているわけではない」と証言した。

ところが、2007年5月8日の団体交渉で、立命館は、映像学部の英語教育の外部委託は、2006年4月までに最終決定し、検討はその1年くらい前から行っていた、と、志磨教学部事務部長や、宇野木教学部副部長、石坂総務部次長が答えた。

2006年6月の、前田総務部次長の証言が、2007年5月の志磨教学部事務部長、宇野木教学部副部長、石坂総務部次長の説明のどちらかの発言が虚偽である。

掲示板

[17] 立命館大学では、企業内組合である教職員組合は、従業員代表選挙に関する掲示や、組合大会のお知らせなどを、日常的に、立命館の掲示板に自由に掲示しており、はがされることもない。

そのことに関して、立命館の前田総務部次長は、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件第4回審問で、「掲示板に事実上張るということは、教職員組合はしておりますね」「職場に事実上張ってるということですね」と証言し、大学が、教職員組合の掲示を黙認していることを、認めている(速記録37～38ページ)。

[18] 一方、ゼネラルユニオンの掲示物に関しては、2006年6月5日、立命館の前田総務部次長が、平成17年(不)第25号・第51号立命館事件第4回審問で、「大学は(ゼネラルユニオンの掲示物を)はがしたことはありません」と主張したが(速記録39ページ)、その翌日、6月6日、組合がニュースを掲示すると、立命館によって即座に剥がされたうえ、6月8日、総務部長から組合へ「学校がニュースを剥がし、預かっている」というファックスが送信された。

[19] さらに、2006年7月1日付けで、申立人組合が中心となって作った選挙管理委員会が、従業員代表選挙の立候補受付の公示文を作成し、キャンパス内に掲示すると、2006年7月13日付、森島朋三総務部長名で、「選挙ポスターを7月17日までに剥がせ、剥がさなければこちらで剥がして返送する」、という内容のファックスが送られ、実際に、7月20日付で、剥がしたポスターが、選管のあるゼネラルユニオン宛に郵送された。

[20] 一方の組合の掲示物の掲示を黙認しながら、他方の組合の掲示物は、「はがしたことはない」といいながらはがす、これは組合間差別以外のなにものでもなく、支配介入そのものである。

4 結論

立命館は法学部やロースクールも併せもち、法の遵守に、とりわけ努めなくてはならないのに、このような法人ぐるみとも言える法違反は許されるものではない。各校で起こっている行為と工作は、明らかに、労働組合法の第7条1号、3号の各号に違反する悪質な不当労働行為である。貴労働委員会のすみやかな救済と命令を要請致します。

以上